

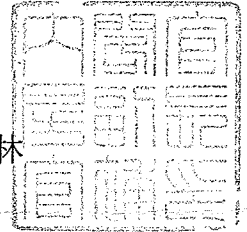


閣副事態第172号
平成26年 3月18日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣官房副長官補
高見澤 将林



平成26年1月15日付け(同月17日受付)で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
2013年12月22日に、国際連合から要請があった、我が国施設部隊がUNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に係る一切の情報
- 2 不開示決定した行政文書の名称等
「2013年12月22日に、国際連合から要請があった、我が国施設部隊がUNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に係る一切の情報」に係る行政文書
- 3 不開示とした理由
国際連合からの弾薬提供の要請に係る文書については、UNMISS司令部内の文書であり、UNMISSの部隊運用に関する内容であることから、公にすることにより、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号に該当するため、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付

TEL：03-5253-2111（内線）82605・82662

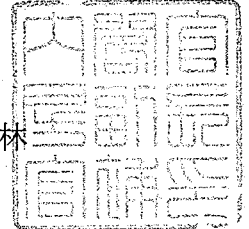


閣副事態第173号
平成26年 3月18日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣官房副長官補
高見澤 將林



平成26年1月15日付け(同月17日受付)で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がU N M I S Sの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に係る一切の情報
- 2 不開示とした理由
当該行政文書を作成または取得しておらず、保有していないため。(不存在)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12 (内閣府別館)
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当) 付
TEL: 03-5253-2111 (内線) 82605・82662

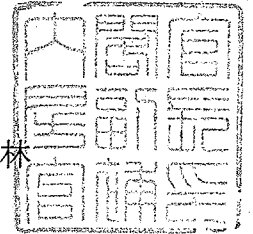


閣副事態第87号
平成26年 2月17日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣官房副長官補
高見澤 將林



平成26年1月15日付け（同月17日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載

2013年12月22日に、国際連合から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、検討した議事録

2 不開示とした理由

当該行政文書を作成または取得しておらず、保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
TEL：03-5253-2111（内線）82605

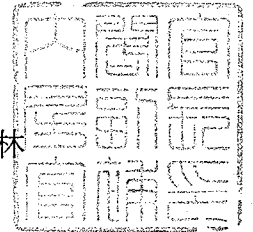


閣副事態第88号
平成26年 2月17日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣官房副長官補
高見澤 将林



平成26年1月15日付け(同月17日受付)で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載

2013年12月22日に、国際連合から要請があった、我が国施設部隊がUNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、我が国施設部隊に対する指示に係る一切の情報

2 不開示とした理由

当該行政文書を作成または取得しておらず、保有していないため。(不存在)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12 (内閣府別館)
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当) 付
TEL: 03-5253-2111 (内線) 82605

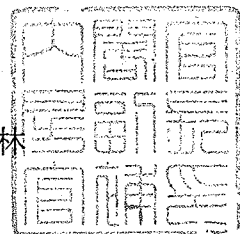


閣副事態第89号
平成26年 2月17日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣官房副長官補
高見澤 將林



平成26年1月15日付け（同月17日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載

2013年12月22日に、国際連合から要請があった、我が国施設部隊がUNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、国際連合からの謝意に係る一切の情報

2 不開示とした理由

当該行政文書を作成または取得しておらず、保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
TEL：03-5253-2111（内線）82605

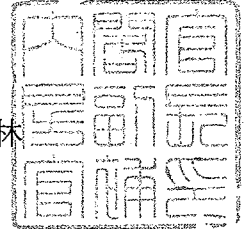


閣副事態第90号
平成26年 2月17日

開示決定等の期限の延長について（通知）

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣官房副長官補
高見澤 將林



平成26年1月15日付け（同月17日受付）の行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称等

2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊が、UNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に係る一切の情報

2 延長後の期間

平成26年3月18日（火）

3 延長の理由

開示請求に係る行政文書について、関係者への確認及び不開示情報該当性の精査に時間を要することから、開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行うことが事務処理上困難であるため。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
TEL：03-5253-2111（内線）82605

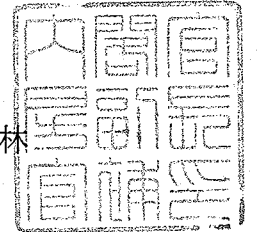


閣副事態第91号
平成26年 2月17日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣官房副長官補
高見澤 將林



平成26年1月15日付け(同月17日受付)で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、検討した議事録
- 2 不開示とした理由
当該行政文書を作成または取得しておらず、保有していないため。(不存在)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12 (内閣府別館)
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当) 付
TEL: 03-5253-2111 (内線) 82605

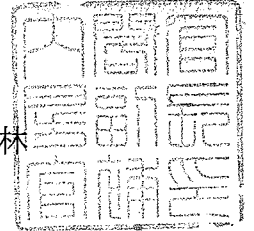


閣副事態第92号
平成26年 2月17日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣官房副長官補
高見澤 将林



平成26年1月15日付け（同月17日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、我が国施設部隊に対する指示に係る一切の情報
- 2 不開示とした理由
当該行政文書を作成または取得しておらず、保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
TEL：03-5253-2111（内線）82605

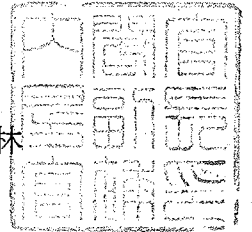


閣副事態第93号
平成26年 2月17日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣官房副長官補
高見澤 將林



平成26年1月15日付け(同月17日受付)で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、韓国政府からの謝意に係る一切の情報
- 2 不開示とした理由
当該行政文書を作成または取得しておらず、保有していないため。(不存在)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12 (内閣府別館)
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当) 付
TEL: 03-5253-2111 (内線) 82605

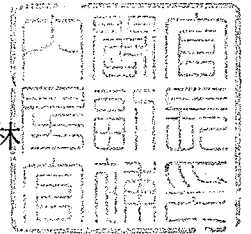


閣副事態第94号
平成26年 2月17日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣官房副長官補
高見澤 將林



平成26年1月15日付け(同月17日受付)で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載

2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、韓国隊隊長からの謝意に係る一切の情報

2 不開示とした理由

当該行政文書を作成または取得しておらず、保有していないため。(不存在)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12 (内閣府別館)
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付
TEL: 03-5253-2111 (内線) 82605